

税務通心

5,000円以下の接待交際費に要注意！

交際費の5,000円基準についての税務調査が本格化しています。書類の不備により適用を受けることができなくなることのないよう、社内ルールの徹底をお願いいたします。

1 少額交際費の特例(5,000円基準)

中小法人については、年間800万円を超えた交際費等については損金不算入とされますが、「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」については交際費等から除外し全額を損金算入することができます。

2 書類の保存要件

「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」は、それを証する下記書類の保存を要件に全額損金算入することができます。社内交際費は対象外である点には注意が必要です。

記載事項

- ① 飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地
- ③ 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名およびその関係
- ④ 飲食等に参加した者の数

3 実務上の対応

領収書を受取る都度、領収書（表面）の余白に上記③④をメモしていただき、他の領収書等とは別にファイリングしていただくか、下記のような精算書を作成し領収書添付の上、保存をしていただくことをおすすめいたします。下記に雛型を用意しました。適宜コピーする等してご活用ください。

接待飲食費 精算書			
申請者： 領収書貼付欄			
いずれかに○	相手先法人名 / 部署名	相手参加者の代表氏名	人数
得意先 / 仕入先 その他 ()			
備考欄			
* 人数は、当社側の人数も含めて記載しています。			
経理 使用欄	判定	確認印	
	<input type="checkbox"/> 少額飲食交際費（@5,000円以下）		
	<input type="checkbox"/> それ以外の飲食交際費		

労務通心

2024年4月から変わる労働条件の明示ルール

雇用環境の変化を受け、労働基準法に規定される労働条件の明示に関するルールが、2024年4月より変更になります。

1 就業場所・業務の変更の範囲の明示

労働契約の締結や更新の際には、その従業員に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することが義務付けられています。

今回、これらの明示が必要な労働条件のうち、「就業場所」と「業務」について、その内容の見直しが行われます。従来、「就業場所」と「業務」については、契約直後の内容を明示すれば足りるとされていましたが、「就業場所・業務の変更の範囲」の明示も必要になります。

この変更の範囲については、将来の配車転換などによって変わり得る範囲を明示することが求められます。そのため、労働者に対して将来の転勤の有無やその範囲、また業務についても職種が限定されているか、されていないかなど、将来的にどのようない業務に従事する可能性があるのかも含めて、明示することになります。

2 更新上限・無期転換申込機会等の明示

有期契約労働者については、契約の更新上限の有無と無期転換の申込機会、そして無期転換後の労働条件の明示も必要になります。

① 契約更新上限の明示

有期労働契約を締結する際に、通算契約期間や更新回数の上限を設けている場合には、上限を設けている旨とその内容を、設けていない場合はその旨を明示します。

上限を設けていない場合であって新たに設ける場合や、例えば更新回数の上限を5回していたものを3回に短縮するような場合には、その理由を労働者にあらかじめ説明することが求められます。

② 無期転換の申込機会等の明示

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者が会社に申し込むことにより無期労働契約に転換できるルールがあります。この無期転換の申込ができる労働者には、契約更新のタイミングごとにその旨を明示することになります。

さらに、無期転換後に有期労働契約時の労働条件が変わることには、その内容についても、契約更新のタイミングごとに明示が必要になります。

転勤がない従業員が増加する中、転勤などがない限定正社員制度へのニーズが高まっています。今回の改正はそうした環境変化を受けての内容となっていますが、実務を行う上で詳細については今後、厚生労働省のホームページ等で新たな情報が出てくる予定です。その情報を踏まえて対応を検討しましょう。

